

6号（通冊105号）2015/7/13

発行：関西農業史研究会



研究ノート（報告レジュメ）

近世近代移行期の「家」結合体―福山義倉を事例に―

　　　　　　　　　　　 関西農業史研究会第341回例会(2015年7月11日)　於大阪経済大学

平下義記（広島大学文書館）

はじめに―本報告の位置付け

研究史 　　近世後期の地域社会、「家」を単位とする社会的結合体が広く成立／郡中議定[[1]](#endnote-1)、義倉社倉[[2]](#endnote-2)。

　　一村レベルでは対応不能な政治経済的課題を克服し、地域社会の持続的再生に貢献した。

問題の所在　移行期の歴史的文脈[[3]](#endnote-3)？　「家」が不特定多数→「家」結合体の存立＝地域社会の質的成長？

分析視角　　①権力と「家」結合体／その関係の機能はどう評価すべきか？　明治維新の変化？

　　②担い手と「家」結合体／「公益」と「私益」の関係、時期的変化？

研究対象 福山義倉[[4]](#endnote-4)　文化元年成立、福山藩の借財銀300貫目を地域の豪農商と大坂資本が立替、代わりに

　　　　　　年45貫目×15年＝675貫目を藩庫より蓄積して資本に。維新後は組織変革を繰り返し財団法人化。

貸金と地主経営を基軸に公益事業を展開。担い手は若干の出入りあるも近代に「七家」で固定。

①維新前後を通じた実証が可能な希有な事例　②担い手の「家」が少数、かつ固定的。

☆研究史的課題を克服した展望を示すに最適の事例たる福山義倉を取り上げ、近世後期から明治中期までの

　19世紀全般における、その質的変容、特に担い手の「私益」の変化が生じた背景を実証的に解明！

　近世地域社会論と近代名望家論を架橋する試み、そのための基礎的作業を進める点に研究史的意義がある！

Ⅰ　権力と「家」結合体

ⅰ　近世における権力と「家」結合体

・近世の運営計画、藩庫支出は15年限、再生産のために貸金業と地主経営を位置付ける。　 　　史料１

・膳左衛門の出奔と村役人の「不埒」、村役人は監督から担保回収まで責任、藩は債権保護。 　　史料２

・藩への貸付金は義倉資産の最大9割、返済繰延や債務不履行による経営的リスクは高かった[[5]](#endnote-5)。

・事業支出の削減計画、経営安定化のために事業支出削減を申請も、藩士救済のカットは却下。　　　史料３

・藩財政から義倉勘定への補填、債務繰延の間、義倉資産が一定額を下回ったとき藩庫補填。　　　　史料４

・義倉小作地は各村の庄屋（＝「村役人」）が管理。小作米換金も。米価変動リスク／純益10％が手数料。

・庄屋の義倉小作地管理拒否問題、藩「庄屋退役」命令も。福山藩の「村役人」は義倉に責任　　　　史料５

・小作米と藏米の共同販売について、米価変動リスクを緩和するため、年貢米と併せて換金　　　　　史料６

ⅱ　近代における権力と「家」結合体

・深津県への「保護」願、帳簿監査／債権保護／「村々役人中」の監督を期待、近世との違い？ 　　史料７

・小田県の「保護」布告拒否、「村々役人共」の取締を願うも却下。「保護」に法的根拠はない。　　　史料８

・廃藩置県後、借用証文の表現に変化。村役人は連帯保証人か外れるも、債務不履行時の督促義務あり[[6]](#endnote-6)。

・明治初年の運用規則、戸長の手数料は純益8％に低下／小作料徴収換金は義倉の仕事に。　 　　史料９

・義倉小作地の作配人を「戸長」に限定せず、小作地は戸長職務と分離、戸長は後者を優先 　　史料10

・明治10年の広島県編入後、「保護」されず／近世からの変化は、福山藩の「保護」から離れたとこで発生。

・明治中期の運用規則、「県庁ノ保護監督」は義倉を法人とすること、経営バックアップではない。 　史料11

☆権力と義倉の関係をまとめる。近世において、福山藩との関係は、債権保護や小作地管理の面で積極的意味を　持っていた。近代では、廃藩置県後も「保護」を受けたが、経営面における「村役人共」の関わり方は大きく　変化していった。経営的バックアップを権力から受けられなくなった点が、近代の意義である。

Ⅱ　担い手と「家」結合体

ⅰ　近世における担い手と「家」結合体

・初期出資は銀300貫。担い手は米100石と銀5貫目の定額を、出資比率に応じて受領。 　　参照表

・文化15年、五軒屋は100貫を藩から受領し、出資解消[[7]](#endnote-7)。実は他の担い手が負担。 　　史料12

　出資総額は銀250貫目に減少するも、担い手が義倉から得る米金総額（米100石・銀5貫目）は不変。

　担い手の意思による出入は不可能／定額米金は「利益分配」ではなく出資により正当化された褒賞。

・（Ａ）河相家の家政再建に見る義倉と担い手の関係　 　　　　史料13・14

　嘉永4年（1851）、義倉から河相家に銀7貫×20年支給、義倉は藩融資を受け河相家の「公借」返済資金に。

　安政5年（1858）、藩は河相家の「公借」を「私借」に振り替させた上で、「闕所」（家産没収）を命じる[[8]](#endnote-8)。

　明治2年（1869）、河相家の「筋目相続仕」ために、義倉からの銀2.5貫×10年の追加支給を藩に申請。

・担い手の「家」永続を強く指向／藩との関わりで正当化、他家も出資比率とは無関係に救済対象に[[9]](#endnote-9)。

　「闕所」の前後で河相家（Ａ）と義倉の関係は変わらず／義倉資産は担い手の「家産」ではなかった。

ⅱ　近代における担い手と「家」結合体

・明治7年の「義倉規則」で「利益分配」が登場。「資本金」を基準に出資比率に応じた分配開始。

　「有余金」（＝純益）の2／3を「資本金」に、1／3を「一般公益ヲ興シ候事業」に宛てる。

　「利益分配」は資本金から算出、事業費は「残余金」から支出。「私益」と「公益」に競合関係が発生。

・明治11年、福井家（Ｅ）が義倉から離脱、その出資分「株式」を河相家（Ａ）が購入。 　　史料15

　担い手の意思で「くっつけたり離したり」できるようなった。担い手と義倉の関係変化を示唆。

・明治12年資本金増額、義倉資産の総体を増やし「利益分配」をもたらすもの、近世とは違う。　 　史料16

・増資計画の成功条件　（イ）各家の経営が増資に耐えること／複数の担い手が増資負担から離脱[[10]](#endnote-10)。

　　　　　　　　　　　（ロ）利益分配が増加しても義倉経営は安定／松方デフレで挫折　参照図

・明治24～25年、義倉事件発生、旧福山藩士族が「私益」追求を批判／事件後、義倉規則改正。 　　史料17

　純益を三等分、事業費／利益分配／内部留保。「私益」追求は否定せず、「公益」との競合関係を解消。

☆担い手と義倉の関係を整理する。近世は「家」永続を促す「私益」追求は、福山藩への貢献事実により正当化　されていた。また義倉資産は担い手の「家産」ではなかった。近代になると、「家」永続の指向において近世　と連続していたが、「利益分配」の登場や義倉資産の「家産」化が起きた。

おわりに―総括・含意

研究史 ①近世近代移行期の歴史的文脈？／②「公益」と「私益」の腑分け？

本研究 福山義倉を事例とすることで、上記の研究史的課題の克服を狙った！

総括 近世藩と義倉の「切れない」関係、「家」永続を指向する点で担い手は相互に対等な関係。

近代県の「保護」は経営的バックアップなし、出資比率に応じた「家」の序列化。

近世的支配との関係が「切れた」とき、義倉の担い手の「私益」は、「家」永続という一義的なもの

　　　　から義倉資産の「家産」化／「利益分配」の拡大という多義的なものへと変容した！

　　　　近代の「家」結合体は「公益」に回収されない「私益」追求が可能、近世の延長線上にはなかった。

含意 「公私」未分離（近世）→「公」「私」の分離と競合関係（明治前期）→「公私」同時促迫（明治後期）

　　　　客観的条件の変化の中で、義倉の「公益」事業は如何に展開？　「公私」分離後、なぜ「公益」も追求？

**注**

1. 代表的業績として、青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』（ゆまに書房、2004年）、藪田貫『近世大坂地域の史的研究』（清文堂、2005年）。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 代表的な業績として、菊池勇夫『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、2003年）、山崎善弘『近世後期の領主　支配と地域社会』（清文堂、2007年） [↑](#endnote-ref-2)
3. 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、1974年）、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』（農山漁村　文化協会、2011年）。「家」永続は、近世後期に成立した通俗道徳のみならず、近代の経済発展の原動力とも位置付けられる。そうであれば、「家」結合体の存立を論ずるには近世近代を通貫する分析視角が要請される。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 福山義倉に関する先行研究は下記を参照。①畑中誠治「福山藩の義倉について」（『広島大学文学部紀要』26-3、

   1967年）、②豊田寛三「福山『義倉』とその経営」（『広島大学教養部紀要』6、1972年）、③中山富広「近世

   後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識」（上・中・下）（『芸備地方史研究』243・249・252号、20

   04～2006年）、④同「義倉の救恤活動と米穀調達」（『広島大学大学院文学研究科論集』66、2006年）、⑤平下

   義記「明治期における福山義倉の組織変革」（『史学研究』282、2013年）、⑥同「明治の中の「旧藩」」（『史学

   研究』287、2015年）。関連史料は広島県福山市・一般財団法人義倉所蔵。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 文化5 年の義倉総資産である銀131貫目の内、121貫目が、藩への貸付金だったが、これは文化6年に「御除算」、つまり藩の債務放棄とされた。以上、文化6年「義倉辰年迄之有銀巳冬勘定帳」。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 明治6～7年「義倉記録七番」。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 離脱の経緯は一次史料からは不明瞭。ここでの記述は、天保2年「義倉記録二番」による。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 安政5年「義倉録四番」。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 、例えば、（Ｂ）石井家は慶応元年に負債整理のために所持地を10年間請戻特約付で義倉に売却（同年「義倉記録六番」）、（Ｅ）福井家も天保6年から家政再建のために義倉から銀600目×10年間された（天保6年「義倉記録二番」）。出資比率に注目すれば、（Ａ）河相家は15％、（Ｂ）石井家は32％、（Ｅ）福井家は2％だった。つまり、「家」永続を促す上で、義倉への出資比率の高低は影響を与えていなかった。史料上はいずれも、義倉資金の「調達」事実が福山藩への説得材料と位置付けられていた。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 例えば、明治16年、（Ｉ）河相一郎は「巨額加入金ヲ要」せられても無理なので、義倉から1,000円を借用　して、それを追加出資に宛てたいと歎願した。以上、明治16年「義倉社日誌」。

    

     [↑](#endnote-ref-10)